

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)対象区分一覧

区分	説明	判定対象収入・所得	
②-1	公的年金等受給者	令和4年4月分の児童扶養手当の受給資格者のうち、法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者	令和2年の年間収入(所得)額 ※非課税の年金収入(所得)含む
②-2	公的年金等受給者	令和4年4月分の児童扶養手当の支給要件に該当するものであり、法第6条の規定に基づく知事の認定を受けた場合には法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととなることが想定される者	令和2年の年間収入(所得)額 ※非課税の年金収入(所得)含む
③-1	家計急変者	令和4年4月分の受給資格者のうち、法第9条から第11条までの規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、急変後1年間の収入見込額について児童扶養手当受給者の水準となった者	家計急変後、1年間の収入(所得)見込額
③-2	家計急変者	令和4年4月分の児童扶養手当に係る法第6条の規定に基づく知事の認定を受けていないが、児童扶養手当の支給要件に該当するものであり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、急変後1年間の収入見込額について児童扶養手当受給者の水準となった者	家計急変後、1年間の収入(所得)見込額
③-3	家計急変者	その他①②と同様の事情にあると認められる者	
		(例) <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年4月以降の離婚等により児童扶養手当の支給要件に該当することとなった者であって、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、受給資格者となった後1年間の収入見込額が、児童扶養手当対象水準となっている資格者 ○ 申請時点で児童扶養手当の支給要件に該当するものであり、令和4年4月分の児童扶養手当受給者ではないが、新型コロナウイルス感染症拡大前から、収入が児童扶養手当の対象となる水準となっており、新型コロナウイルス感染症拡大後の収入としても、新型コロナウイルス感染症の影響が無ければ得られていたはずの収入が得られなかったことに伴い、引き続き同水準で推移すると思われる者(今後1年間の収入見込としても、収入基準額を上回らない者) 何らかの事情により、給付金の申請時点まで児童扶養手当の認定請求をしなかった者や、令和2年の収入は児童扶養手当の対象となる水準以上あり、令和3年に収入が減少した者等を含む	児童扶養手当の支給要件に該当することとなった後、1年間の収入(所得)見込額 今後1年以内の収入(所得)見込額